

別表1

【練習船（海神丸）（以下「練習船」という。）】

1. 海事科学研究科, 海洋政策科学部及び海事科学部

以下の表に基づき, 使用料を徴収する。ただし, 教育を目的とした使用の場合は使用料を徴収しない。

区分（注1）	使用料	
	基本額	その他費用（注2～8）
半日使用	—	【使用者に係る費用】 食材費, 宿泊費, リネン代 【その他費用】 重油使用料, 乗組員に係る費用（航海日当, 食材費, リネン代）, 司厨経費, 補助学生費, 係船作業量, 岸壁使用料, その他追加費用
1日使用	—	
夜間使用	—	

注1 半日使用：A（8：00～12：00）若しくはB（13：00～17：00）のいずれかの4時間以内の使用

1日使用：8：00～17：00までの間の4時間を超える使用

夜間使用：17：00以降翌日8：00にかかる使用（使用時間に関わらない。）

AからBにわたり使用する場合は, 使用時間に関わらず1日使用となる。

注2 乗組員に係る費用（航海日当）は, 乗組員の区分・人数に応じて以下の表に基づき算出する。

乗組員の区分	1日当たりの費用
船長・機関長・運航に関わる教員	1,450円/人（半日使用の場合は, 870円/人）
船員	1,100円/人（半日使用の場合は, 660円/人）

注3 食事を提供する場合は, 使用者に係る食材費（使用者1人につき, 1日1,200円）, 司厨経費（1日17,000円）, 乗組員に係る食材費（乗組員1人につき1日1,200円）を徴収する。

注4 宿泊を伴う場合は, 宿泊費（海事科学研究科ポンド内における前後泊時のみ徴収, 使用者1人につき1泊9,000円）, 使用者に係るリネン代（使用者1人につき, 1航海1,200円）, 乗組員に係るリネン代（乗組員1人につき1航海1,200円）を徴収する。

注5 補助学生を必要とする場合は, 非常勤職員の給与に関する細則に定める学生補佐員の時間給に基づき, 必要な人数及び時間により算出した費用を徴収する。

注6 学外の港湾において着岸に必要な費用（係船作業量, 岸壁使用料）が発生する場合は実費を徴収する。

注7 その他運航形態により, 追加費用を徴収する場合がある。

注8 同乗者として練習船を使用する場合は, 以下の区分に基づき使用料を徴収する。区分については, 上記注1と同様とする。使用者に係る食材費, 宿泊費, リネン代は, 上記注3, 4と同様とする。ただし, 教育を目的として同乗する場合は使用料を徴収しない。なお, 予定していた運航が取り止めとなった場合は, 同乗を取り消すものとする。

区分（注1）	同乗者として練習船を使用する場合の使用料	
半日使用	1人につき1回当たり1,000円	【使用者に係る費用】 食材費, 宿泊費, リネン代 【その他費用】 その他追加費用（運航形態により, 追加費用を徴収する場合がある。）
1日使用	1人につき1日当たり2,500円	
夜間使用	1人につき1夜当たり5,000円	

注9 教育関係共同利用に係る使用料については, 別途定める。

注10 研究科長は, 特別の事情により, 表に定める使用料を徴収することが適当でないと認める場合は, 事情を勘案して使用料を決定することができる。

2. 1以外の学内者

以下の表に基づき、使用料を徴収する。

区分（注1）	使用料	
	基本額（注2）	その他費用（注3～9）
半日使用	60,000円（1回当たり）	【使用者に係る費用】 食材費、宿泊費、リネン代 【その他費用】 重油使用料、乗組員に係る費用（航海日当、食材費、リネン代）、司厨経費、補助学生費、係船作業量、岸壁使用料、その他追加費用
1日使用	120,000円（1日当たり）	
夜間使用	490,000円（1夜当たり）	

注1 半日使用：A（8：00～12：00）若しくはB（13：00～17：00）のいずれかの4時間以内の使用

1日使用：8：00～17：00までの間の4時間を超える使用

夜間使用：17：00以降翌日8：00にかかる使用（使用時間に関わらない。）

AからBにわたり使用する場合は、使用時間に関わらず1日使用となる。

注2 基本額については、教育を目的とした使用の場合は徴収しない。

注3 乗組員に係る費用（航海日当）は、乗組員の区分・人数に応じて以下の表に基づき算出する。

乗組員の区分	1日当たりの費用
船長・機関長・運航に関わる教員	1,450円/人（半日使用の場合は、870円/人）
船員	1,100円/人（半日使用の場合は、660円/人）

注4 食事を提供する場合は、使用者に係る食材費（使用者1人につき、1日1,200円）、司厨経費（1日17,000円）、乗組員に係る食材費（乗組員1人につき1日1,200円）を徴収する。

注5 宿泊を伴う場合は、宿泊費（海事科学研究科ポンド内における前後泊時のみ徴収、使用者1人につき1泊9,000円）、使用者に係るリネン代（使用者1人につき、1航海1,200円）、乗組員に係るリネン代（乗組員1人につき1航海1,200円）を徴収する。

注6 補助学生を必要とする場合は、非常勤職員の給与に関する細則に定める学生補佐員の時間給に基づき、必要な人数及び時間により算出した費用を徴収する。

注7 学外の港湾において着岸に必要な費用（係船作業量、岸壁使用料）が発生する場合は実費を徴収する。

注8 その他運航形態により、追加費用を徴収する場合がある。

注9 同乗者として練習船を使用する場合は、以下の区分に基づき使用料を徴収する。区分については、上記注1と同様とする。使用者に係る食材費、宿泊費、リネン代は、上記注4、5と同様とする。なお、予定していた運航が取り止めとなった場合は、同乗を取り消すものとする。

区分	同乗者として練習船を使用する場合の使用料	
半日使用	【教育を目的とした使用の場合】 1 人につき1回当たり1,000円 【研究・その他（研修）を目的とした使用の場合】 1 人につき1回当たり2,500円	【使用者に係る費用】 食材費，宿泊費，リネン代 【その他費用】 その他追加費用（運航形態により，追加費用を徴収する場合があります。）
1 日使用	【教育を目的とした使用の場合】 1 人につき1日当たり2,500円 【研究・その他（研修）を目的とした使用の場合】 1 人につき1日当たり5,000円	
夜間使用	【教育を目的とした使用の場合】 1 人につき1夜当たり5,000円 【研究・その他（研修）を目的とした使用の場合】 1 人につき1夜当たり14,000円	

注 1 0 教育関係共同利用に係る使用料については、別途定める。

注 1 1 研究科長は、特別の事情により、表に定める使用料を徴収することが適当でないと認める場合は、事情を勘案して使用料を決定することができる。

3. 学外者

以下の表に基づき、使用料を徴収する。

区分（注1）	使用料	
	基本額	その他費用（注2～8）
半日使用	510,000円（1回当たり）	【使用者に係る費用】 食材費、宿泊費、リネン代 【その他費用】 重油使用料、乗組員に係る費用（航海日当、食材費、リネン代）、司厨経費、補助学生費、係船作業量、岸壁使用料、その他追加費用
1日使用	1,020,000円（1日当たり）	
夜間使用	2,190,000円（1夜当たり）	

注1 半日使用：A（8：00～12：00）若しくはB（13：00～17：00）のいずれかの4時間以内の使用

1日使用：8：00～17：00までの間の4時間を超える使用

夜間使用：17：00以降翌日8：00の間にかかる使用（使用時間に関わらない。）

AからBにわたり使用する場合は、使用時間に関わらず1日使用となる。

注2 乗組員に係る費用（航海日当）は、乗組員の区分・人数に応じて以下の表に基づき算出する。

乗組員の区分	1日当たりの費用
船長・機関長・運航に関わる教員	1,450円/人（半日使用の場合は、870円/人）
船員	1,100円/人（半日使用の場合は、660円/人）

注3 食事を提供する場合は、使用者に係る食材費（使用者1人につき、1日1,200円）、司厨経費（1日17,000円）、乗組員に係る食材費（乗組員1人につき1日1,200円）を徴収する。

注4 宿泊を伴う場合は、宿泊費（海事科学研究科ポンド内における前後泊時のみ徴収、使用者1人につき1泊9,000円）、使用者に係るリネン代（使用者1人につき、1航海1,200円）、乗組員に係るリネン代（乗組員1人につき1航海1,200円）を徴収する。

注5 補助学生を必要とする場合は、非常勤職員の給与に関する細則に定める学生補佐員の時間給に基づき、必要な人数及び時間により算出した費用を徴収する。

注6 学外の港湾において着岸に必要な費用（係船作業量、岸壁使用料）が発生する場合は実費を徴収する。

注7 その他運航形態により、追加費用を徴収する場合がある。

注8 同乗者として練習船を使用する場合は、以下の区分に基づき使用料を徴収する。区分については、上記注1と同様とする。使用者に係る食材費、宿泊費、リネン代は、上記注3、4と同様とする。なお、予定していた運航が取り止めとなった場合は、同乗を取り消すものとする。

区分	同乗者として練習船を使用する場合の使用料	
半日使用	1人につき1回当たり10,000円	【使用者に係る費用】 食材費、宿泊費、リネン代 【その他費用】 その他追加費用（運航形態により、追加費用を徴収する場合がある。）
1日使用	1人につき1日当たり20,000円	
夜間使用	1人につき1夜当たり45,000円	

注9 教育関係共同利用に係る使用料については、別途定める。

注10 研究科長は、特別の事情により、表に定める使用料を徴収することが適当でないと認める場合は、事情を勘案して使用料を決定することができる。

別表2

【実習船及びその他の舟艇】

実習船（まや）

区 分	使用料
半 日 使 用	25,000 円
1 日 使 用	50,000 円

その他の舟艇

（１）クライナーベルク

区 分	使用料	
	学内者	学外者
半 日 使 用	20,000 円	20,000 円
1 日 使 用	30,000 円	40,000 円

（２）カッター（１艇あたり）

区 分	使用料	
	学内者	学外者
半 日 使 用	5,000 円	10,000 円
1 日 使 用	10,000 円	20,000 円

注 半日使用：午前若しくは午後いずれかの4時間以内の使用

1日使用：8：00～17：00までの間の4時間を超える使用

午前から午後にわたり使用する場合は、使用時間に関わらず1日使用となる。